

令和8年 第1回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月27日 午後3時00分から午後4時10分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長
会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
10番	倉	持	昭	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和8年第1回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

本日は、その他の説明員として農業振興課職員も同席しております。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第11回11月の総会議事録を確認します。

何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第11回11月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、13番、山中委員、14番の増山委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 千塚字亀田〇〇外1筆、登記地目 田及び畑、現況地目 田及び畑、合計面積706㎡、譲受人 行田市〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的 特定建築条件付売買予定地、農地区分は第2種農地となります。

所有権移転となります。

開発行為に関して、建築指導課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、住宅の建築が可能とのことで、許可の見込まれる案件とのことでした。

なお、農地転用許可と開発許可は同日となる予定です。

資料3の配置図をご覧ください。

今回の申請は、2軒の住宅を建築する予定となっています。接道に関しては、北側に水路があり、この水路に橋を架ける計画となっています。1軒の住宅につき、およそ4m幅の橋を架けることを予定していますので、2軒で8m幅の橋を架けることで道路河川課とも協議を済ませています。排水については、同じく北側の水路に接続する計画となっています。

また、申請地の周囲は、ブロックで囲う計画のため、土砂の流出等による周辺への影響はございません。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

1月19日に現地を確認し、譲渡人にお会いし、お話をお伺いしました。

申請地は譲渡人の弟の所有でしたが、2年前に亡くなり農地を相続しましたが、高齢のため、維持管理が難しく売り渡すことになったそうです。

譲受人には、電話でお話を伺いました。申請地は、住宅2棟を販売する予定だそうです。譲受人は幸手市内でも多くの住宅を手がけており、信頼できる会社だと思います。

今回の申請地については、周辺に与える影響もなく、農地転用をすることについて問題はないと思います。

以上です。

◆会長

1 番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1 番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1 番の案件は承認されました。

続いて、2 番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料 2、No.2 をご覧ください。

番号 2、土地の所在 戸島字上戸前沼田〇〇の一部外 1 筆、登記地目、現況地目ともに畑、合計面積 747㎡の内 343㎡、借受人 戸島〇〇 〇〇〇〇、貸出人 戸島〇〇 〇〇〇〇、転用目的 資材置場(一時転用)、農地区分は第 1 種農地となります。

使用貸借権設定となります。

資料 3 の配置図をご覧ください。

申請地西側の倉庫を建て替えるにあたり、倉庫内にある資材を置く場所がないということで、今回の申請地を転用するに至ったものです。

また、申請地東側にビニールハウスがありますが、この部分については含めない計画となっているため、農地の面積の一部となっています。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

1 月 1 8 日に現地を確認し、借受人にお話を伺いました。

貸出人と借受人はご夫婦で、当該農地はご自宅のすぐ前にあり、息子さんが就農することに合わせて、倉庫を建て替えることにしたそうです。

問題はないと思いますが、ご判断をよろしくお願いします。

以上です。

◆会長

2 番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

次に、報告事項に移ります。

報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用4条の届出1件を報告する)

◆会長

続いて、報告第2号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用5条の届出3件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(農業振興課担当から地域計画の変更について、説明をする)

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしく願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年4月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 山 中 栄

署名委員 増 山 勝 一